

利用上の注意

1 調査の目的

経済センサス活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得るために実施している。

この調査結果は、経済センサス活動調査 卸売業・小売業（産業編）を基に、山口県の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3 調査日

平成24年2月1日

4 調査対象

- (1) この調査結果は、「平成24年経済センサス活動調査」（以下「活動調査」という。）のうち、産業大分類が「I-卸売業・小売業」に格付けされた事業所について、以下とおりに集計したものである。

① 「調査結果1」及び「統計表第14表」

産業大分類「I-卸売業・小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額、商品手持額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

② 「調査結果2」及び「統計表(第14表を除く)」

産業大分類「I-卸売業・小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記①各表の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない。

- (2) 「調査結果1」及び「統計表第14表」において、「平成24年」の数値は活動調査、平成19年以前の数値は「商業統計調査（経済産業省）」（以下「商業統計」という。）である。

なお、「商業統計」との比較にあたっては、上記（1）①、②のように集計対象が異なることに留意する必要がある。

5 事業所の産業の決定（格付け）方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

なお、前回（平成19年商業統計調査）以降産業分類に変更があったため、産業分類改定表を利用上の注意の末頁に掲載した。

これにより、今回公表する平成24年調査結果の平成19年の数値が一部、平成19年の調査結果報告書の数値と異なっていることがある。

また、改定による平成19年数値の分割が困難なもの、サービス業等他の大分類に変更されたもの

のについては、平成19年の数値は変更していない。

(1) 一般的な方法

- ① 取扱商品が単品の場合は、活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定する。
- ② 取扱商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- ③ 産業分類の格付けについては、商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

① 卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

表1 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資本財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消費財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商, 仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商, 仲立業」に格付けする。

② 小売業

ア 「5611 百貨店, 総合スーパー」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表2の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売りし、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表2 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

- エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」
中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。
- オ 「6031 ドラッグストア」
小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。
- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
 - ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所
- カ 「6091 ホームセンター」
中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
 - ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所
- キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」
商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。
- ク 「61 無店舗小売業」
販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

6 主な用語の説明

(1) 事業所（卸売業・小売業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として、次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。
- (3) 小売業
主として、次の業務を行う事業所をいう。
- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。
- (4) 単独事業所
他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。
- (5) 本店
他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。
なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。
- (6) 支店
他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。
また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域支店なども支店とする。
- (7) 開設時期
平成24年2月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を定めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ 平成23年12月、平成24年1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。
- ⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(9) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産並びに株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(10) その他の収入額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(11) 商品手持額

平成23年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(12) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。

- ② 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ③ 売り場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(13) 売場面積（小売業のみ）

平成 24 年 2 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

7 各統計表の表章項目の説明及び留意点

(1) 共通事項

① 「不詳について」

ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

イ 開店時刻・閉店時刻及び営業時間階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を「不詳」とした。

② 「個人」には「法人でない団体」を含む。

- (2) 1 事業所当たりの就業者数、従業者・就業者 1 人当たりの年間商品販売額については、「パート・アルバイトなど」の従業者について 8 時間換算したものをを用いて算出している。

(3) 商品販売形態の年間商品販売額

商品販売形態別（小売業のみ）の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算した。計算値は、事業所ごとに小数点以下第 1 位で四捨五入を行い積上げた結果を、更に四捨五入を行って百万円単位で表示しているため、小売計と商品販売形態区分の積み上げ値は必ずしも一致しない。

商品販売形態区分は、次のとおりである。

① 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きも含む。

② 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

③ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて PR を行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

- ④ インターネット販売
インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
 - ⑤ 自動販売機による販売
卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
 - ⑥ その他
生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。
- (4) 売場面積 1 m²当たりの年間商品販売額は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出した。
- (5) チェーン組織への加盟の有無
チェーン組織（小売業のみ）区分については、次のとおり。
- ① フランチャイズ・チェーン加盟事業所
事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。
 - ② ボランタリー・チェーン加盟事業所
事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。
 - ③ いずれにも加盟していない事業所
上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元売系列のガソリンスタンドなど。

8 統計表上の記号及び注記

「-」・・・該当数値なし又は調査していないもの

「0」・・・端数四捨五入のため単位未満（「0.0」についても同じ）

「△」・・・マイナスの数値

「X」・・・集計対象となる事業所数が1又は2であるため、報告者の秘密保護のため該当数値を秘匿した箇所

なお、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表している。

9 その他の注意事項

- (1) この調査結果の数値は、県集計の結果に基づくものであり、経済産業省が公表する数値と相違することがある。
- (2) この集計表の数値は、単位未満を四捨五入しているため、積上げと合計、増減額等が一致しないことがある。

10 地域一覧表

地域名	各地域の範囲
岩国地域	岩国市、和木町
柳井地域	柳井市、周防大島町、上関町、平生町
周南地域	下松市、光市、周南市、田布施町
山口・防府地域	山口市、防府市
宇部・小野田地域	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関地域	下関市
長門地域	長門市
萩地域	萩市、阿武町

(注) 旧美東町、秋芳町は、前回調査時において、山口・防府地域に区分していたが、合併により美祢市となったため、今回調査時の行政区画により、宇部・小野田地域に区分している。
旧阿東町は、合併により山口市となった。

11 調査結果についての照会先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県総合企画部統計分析課商工労働統計班
電話 (083)933-2654

本書に記載されている内容は、山口県のホームページにも掲載されています。
アクセス用URL
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/syogyou/h24kakuhou.html>

日本標準産業分類改定表

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

大分類 J - 卸売・小売業

大分類 I - 卸売業, 小売業

49 各種商品卸売業		50 各種商品卸売業
		500 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (50 各種商品卸売業)
		5000 主として管理事務を行う本社等
		5008 自家用倉庫
		5009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
491 各種商品卸売業 (略)		501 各種商品卸売業 (略)
50 繊維・衣服等卸売業		51 繊維・衣服等卸売業
		510 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (51 繊維・衣服等卸売業)
		5100 主として管理事務を行う本社等
		5108 自家用倉庫
		5109 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
501 繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く)		511 繊維品卸売業 (衣服, 身の回り品を除く)
×	5011 生糸・繭卸売業 (新5111へ)	5111 繊維原料卸売業 (旧5011, 5012から)
×	5012 繊維原料卸売業 (生糸, 繭を除く) (新5111へ)	
	5013 糸卸売業	5112 糸卸売業
	5014 織物卸売業 (室内装飾繊維品を除く)	5113 織物卸売業 (室内装飾繊維品を除く)
×	502 衣服・身の回り品卸売業	512 衣服卸売業
	5021 男子服卸売業	5121 男子服卸売業
	5022 婦人・子供服卸売業	5122 婦人・子供服卸売業
	5023 下着類卸売業	5123 下着類卸売業
		5129 その他の衣服卸売業 (旧5029の一部から)
		513 身の回り品卸売業
		5131 寝具類卸売業
		5132 靴・履物卸売業 (旧5025, 5026から)
×	5025 靴卸売業 (新5132へ)	
×	5026 履物卸売業 (靴を除く) (新5132へ)	
	5027 かばん・袋物卸売業	5133 かばん・袋物卸売業
×	5029 その他の衣服・身の回り品卸売業 (新5129, 5139へ)	5139 その他の身の回り品卸売業 (旧5029の一部から)

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

51 飲食料品卸売業

- 511 農畜産物・水産物卸売業 (略)
- 512 食料・飲料卸売業
 - × 5121 砂糖卸売業 (新5221へ)
 - × 5122 味そ・しょう油卸売業 (新5221へ)
 - 5123 酒類卸売業
 - 5124 乾物卸売業
 - × 5125 缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの) (新5229へ)
 - 5126 菓子・パン類卸売業
 - 5127 飲料卸売業(別掲を除く)
 - 5128 茶類卸売業
 - × 5129 その他の食料・飲料卸売業 (新5227,5229へ)

52 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業

- 521 建築材料卸売業
 - 5211 木材・竹材卸売業
 - 5212 セメント卸売業
 - 5213 板ガラス卸売業
 - × 5219 その他の建築材料卸売業 (新5314,5319へ)

52 飲食料品卸売業

- 520 管理, 補助的経済活動を行う事業所(52 飲食料品卸売業)
 - 5200 主として管理事務を行う本社等
 - 5208 自家用倉庫
 - 5209 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 521 農畜産物・水産物卸売業 (略)
- 522 食料・飲料卸売業
 - 5221 砂糖・味そ・しょう油卸売業 (旧5121,5122から)
 - 5222 酒類卸売業
 - 5223 乾物卸売業
 - 5224 菓子・パン類卸売業
 - 5225 飲料卸売業(別掲を除く)
 - 5226 茶類卸売業
 - 5227 牛乳・乳製品卸売業 (旧5129の一部から)
 - 5229 その他の食料・飲料卸売業 (旧5125,5129の一部から)

53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業

- 530 管理, 補助的経済活動を行う事業所(53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業)
 - 5300 主として管理事務を行う本社等
 - 5308 自家用倉庫
 - 5309 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 531 建築材料卸売業
 - 5311 木材・竹材卸売業
 - 5312 セメント卸売業
 - 5313 板ガラス卸売業
 - 5314 建築用金属製品卸売業(建築用金物を除く) (旧5219の一部から)

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

522 化学製品卸売業		5319 その他の建築材料卸売業 (旧5219の一部から)
5221 塗料卸売業		532 化学製品卸売業
×	5222 染料・顔料卸売業 (新5329へ)	5321 塗料卸売業
×	5223 油脂・ろう卸売業 (新5329へ)	
×	5229 その他の化学製品卸売業 (新5322, 5329へ)	5322 プラスチック卸売業 (旧5229の一部から)
×	523 鉱物・金属材料卸売業	5329 その他の化学製品卸売業 (旧5222, 5223, 5229の一部から)
	5231 石油卸売業	533 石油・鉱物卸売業
	5232 鉱物卸売業(石油を除く)	5331 石油卸売業
×	5233 鉄鋼卸売業 (新534へ)	5332 鉱物卸売業(石油を除く)
×	5234 非鉄金属卸売業 (新535へ)	534 鉄鋼製品卸売業
		5341 鉄鋼粗製品卸売業 (旧5233の一部から)
		5342 鉄鋼一次製品卸売業 (旧5233の一部から)
		5349 その他の鉄鋼製品卸売業 (旧5233の一部から)
		535 非鉄金属卸売業
		5351 非鉄金属地金卸売業 (旧5234の一部から)
		5352 非鉄金属製品卸売業 (旧5234の一部から)
524 再生資源卸売業 (略)		536 再生資源卸売業 (略)
53 機械器具卸売業		54 機械器具卸売業
		540 管理, 補助的経済活動を行う事業所(54 機械器具卸売業)
		5400 主として管理事務を行う本社等
		5408 自家用倉庫
		5409 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
531 一般機械器具卸売業	(名)	541 産業機械器具卸売業
5311 農業用機械器具卸売業		5411 農業用機械器具卸売業
5312 建設機械・鉱山機械卸売業		5412 建設機械・鉱山機械卸売業
5313 金属加工機械卸売業		5413 金属加工機械卸売業
5314 事務用機械器具卸売業		5414 事務用機械器具卸売業
5319 その他の一般機械器具卸売業	(名)	5419 その他の産業機械器具卸売業
532 自動車卸売業 (略)		542 自動車卸売業 (略)

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

- 533 電気機械器具卸売業 (略)
- 539 その他の機械器具卸売業
 - 5391 輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
 - 5392 精密機械器具卸売業
 - 5393 医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)

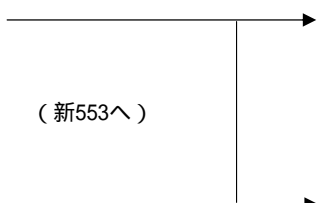
- 543 電気機械器具卸売業 (略)
- 549 その他の機械器具卸売業
 - 5491 輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
 - 5492 計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
 - 5493 医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)

54 その他の卸売業

55 その他の卸売業

- 541 家具・建具・じゅう器等卸売業 (略)
- 542 医薬品・化粧品等卸売業 (略)
- × 549 他に分類されない卸売業
- × 5491 紙・紙製品卸売業
- 5492 金物卸売業
- 5493 肥料・飼料卸売業
- × 5494 スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業
(新5593,5594へ)
- 5495 たばこ卸売業
- 5496 ジュエリー製品卸売業
- 5497 代理商, 仲立業
- × 5499 他に分類されないその他の卸売業
(新5597,5599へ)

- 550 管理, 補助的経済活動を行う事業所(55 その他の卸売業)
- 5500 主として管理事務を行う本社等
- 5508 自家用倉庫
- 5509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 551 家具・建具・じゅう器等卸売業 (略)
- 552 医薬品・化粧品等卸売業 (略)
- 553 紙・紙製品卸売業
 - 5531 紙卸売業 (旧5491の一部から)
 - 5532 紙製品卸売業 (旧5491の一部から)
- 559 他に分類されない卸売業
 - 5591 金物卸売業
 - 5592 肥料・飼料卸売業
 - 5593 スポーツ用品卸売業 (旧5494の一部から)
 - 5594 娯楽用品・がん具卸売業 (旧5494の一部から)
 - 5595 たばこ卸売業
 - 5596 ジュエリー製品卸売業
 - 5597 書籍・雑誌卸売業 (旧5499の一部から)
 - 5598 代理商, 仲立業
 - 5599 他に分類されないその他の卸売業 (旧5499の一部から)



55 各種商品小売業

56 各種商品小売業

- 560 管理, 補助的経済活動を行う事業所(56 各種商品小売業)
- 5600 主として管理事務を行う本社等

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

- 551 百貨店,総合スーパー (略)
- 559 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの) (略)
- 56 織物・衣服・身の回り品小売業
- 561 呉服・服地・寝具小売業
~ (略)
- 564 靴・履物小売業
- 569 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
- 5691 かばん・袋物小売業
- x 5692 洋品雑貨・小間物小売業
(新5792,5793へ)
- 5699 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業

x 57 飲食料品小売業 

- 571 各種食料品小売業
- 5711 各種食料品小売業

- 5608 自家用倉庫
- 5609 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 561 百貨店,総合スーパー (略)
- 569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの) (略)
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 570 管理,補助的経済活動を行う事業所(57 織物・衣服・身の回り品小売業)
- 5700 主として管理事務を行う本社等
- 5708 自家用倉庫
- 5709 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 571 呉服・服地・寝具小売業
~ (略)
- 574 靴・履物小売業
- 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
- 5791 かばん・袋物小売業
- 5792 下着類小売業
(旧5692の一部から)
- 5793 洋品雑貨・小間物小売業
(旧5692の一部から)
- 5799 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業

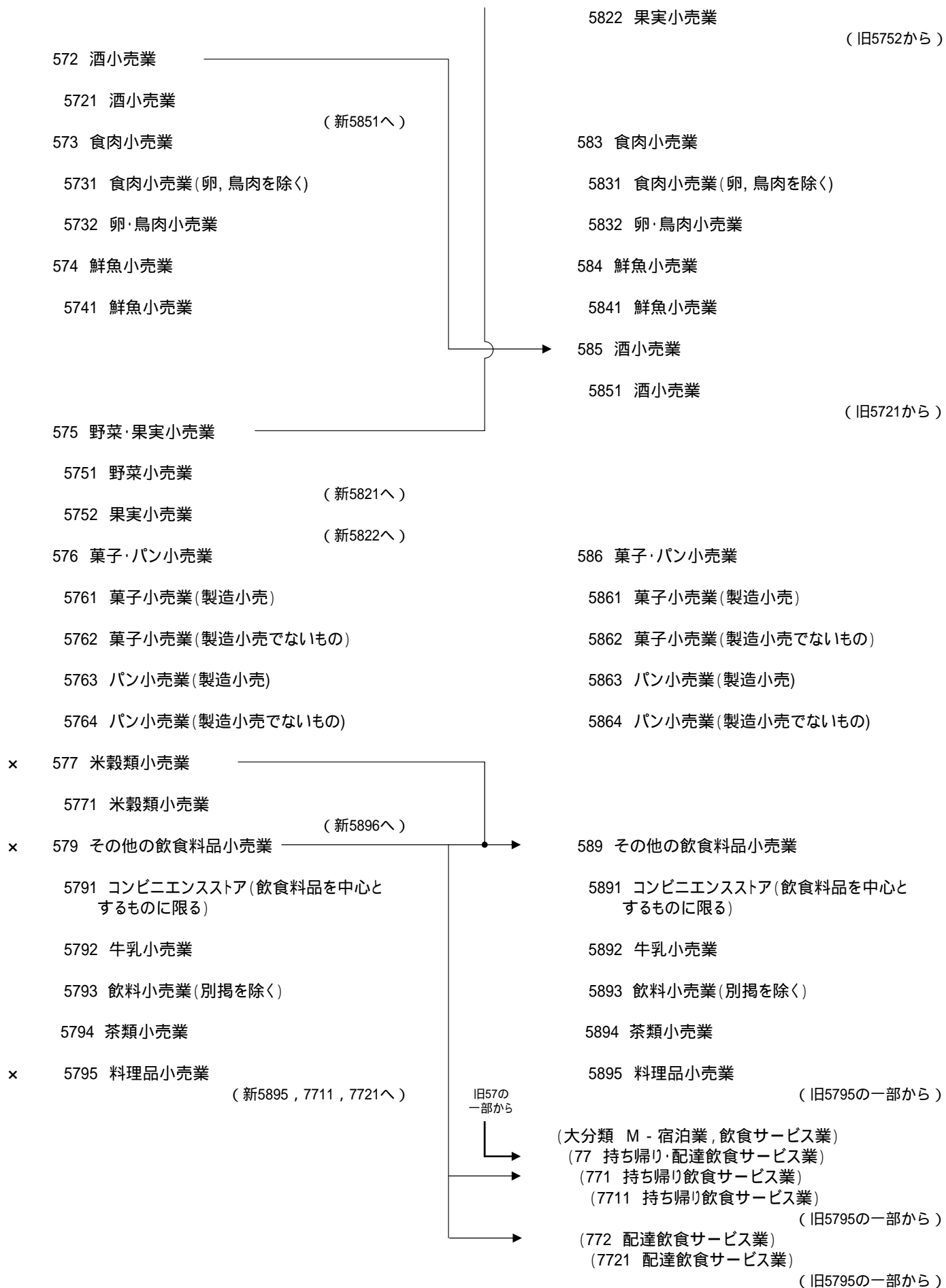
58 飲食料品小売業

- 580 管理,補助的経済活動を行う事業所(58 飲食料品小売業)
- 5800 主として管理事務を行う本社等
- 5808 自家用倉庫
- 5809 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所

- 581 各種食料品小売業
- 5811 各種食料品小売業
- 582 野菜・果実小売業
- 5821 野菜小売業
(旧5751から)

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >



< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

5796 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

5797 乾物小売業

5799 他に分類されない飲食料品小売業

5896 米穀類小売業

(旧5771から)

5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

5898 乾物小売業

5899 他に分類されない飲食料品小売業

× 58 自動車・自転車小売業

581 自動車小売業 (略)

582 自転車小売業 (略)

59 機械器具小売業

590 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (59 機械器具小売業)

5900 主として管理事務を行う本社等

5908 自家用倉庫

5909 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

591 自動車小売業 (略)

592 自転車小売業 (略)

593 機械器具小売業(自動車, 自転車を除く)

(名) 5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)

(旧5921から)

(名) 5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)

(旧5922から)

5933 中古電気製品小売業

(旧6097の一部から)

5939 その他の機械器具小売業

(旧5929から)

旧609の一部から

× 59 家具・じゅう器・機械器具小売業

591 家具・建具・畳小売業 (略)

× 592 機械器具小売業

5921 電気機械器具小売業

(新5931へ)

5922 電気事務機械器具小売業

(新5932へ)

5929 その他の機械器具小売業

(新5939へ)

599 その他のじゅう器小売業 (略)

60 その他の小売業

600 管理, 補助的経済活動を行う事業所 (60 その他の小売業)

6000 主として管理事務を行う本社等

6008 自家用倉庫

6009 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

601 家具・建具・畳小売業 (略)

(名) 602 じゅう器小売業 (略)

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

x 60 その他の小売業

601 医薬品・化粧品小売業

6011 医薬品小売業(調剤薬局を除く)

6012 調剤薬局

6013 化粧品小売業

602 農耕用品小売業(略)

603 燃料小売業(略)

604 書籍・文房具小売業

x 6041 書籍・雑誌小売業
(新6061,6062へ)

6042 新聞小売業

6043 紙・文房具小売業

605 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器
小売業(略)

x 606 写真機・写真材料小売業

6061 写真機・写真材料小売業

x 607 時計・眼鏡・光学機械小売業

6071 時計・眼鏡・光学機械小売業

x 609 他に分類されない小売業

6091 たばこ・喫煙具専門小売業

6092 花・植木小売業

6093 建築材料小売業

6094 ジュエリー製品小売業

6095 ペット・ペット用品小売業

6096 骨とう品小売業

x 6097 中古品小売業(骨とう品を除く)
(新5933,6098へ)

6099 他に分類されないその他の小売業

603 医薬品・化粧品小売業

6031 ドラッグストア
(旧601の一部から)

6032 医薬品小売業(調剤薬局を除く)

6033 調剤薬局

6034 化粧品小売業

604 農耕用品小売業(略)

605 燃料小売業(略)

606 書籍・文房具小売業

6061 書籍・雑誌小売業(古本を除く)
(旧6041の一部から)

6062 古本小売業
(旧6041の一部から)

6063 新聞小売業

6064 紙・文房具小売業

607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器
小売業(略)

608 写真機・時計・眼鏡小売業

6081 写真機・写真材料小売業

6082 時計・眼鏡・光学機械小売業

609 他に分類されない小売業

6091 ホームセンター
(旧59の一部,60の一部から)

6092 たばこ・喫煙具専門小売業

6093 花・植木小売業

6094 建築材料小売業

6095 ジュエリー製品小売業

6096 ペット・ペット用品小売業

6097 骨とう品小売業

6098 中古品小売業(骨とう品を除く)
(旧6097の一部から)

6099 他に分類されないその他の小売業

61 無店舗小売業

610 管理,補助的経済活動を行う事業所(61 無
店舗小売業)

< 第11回改定 >

< 第12回改定 >

- 6100 主として管理事務を行う本社等
- 6108 自家用倉庫
- 6109 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所
- 611 通信販売・訪問販売小売業
 - 6111 無店舗小売業(各種商品小売)
 - 6112 無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)
 - 6113 無店舗小売業(飲食物品小売)
 - 6114 無店舗小売業(機械器具小売)
 - 6119 無店舗小売業(その他の小売)
- 612 自動販売機による小売業
 - 6121 自動販売機による小売業
- 619 その他の無店舗小売業
 - 6199 その他の無店舗小売業